

事故発生時の対応

◆ 事故にあわれたときの取扱代理店または引受保険会社へのご連絡等

〔Ⅰ. 賠償責任総合補償プラン〕

事故が発生したとき、損害賠償請求がなされたとき、または損害賠償請求がなされるおそれのある状況を知ったときは、あわてず、落ち着いて、次の処置を行ったうえで、取扱代理店または引受保険会社にご連絡ください。保険金請求手続について詳しくご案内いたします。

①損害の発生および拡大の防止	②相手の確認	③目撃者の確認
④損害賠償請求を最初に知ったときの状況	⑤申し立てられている行為	⑥原因となる事実

〔Ⅱ. 役職員等傷害補償プラン〕

事故が発生したとき、保険金請求の手続につきまして詳しくご案内いたします。なお、保険金支払事由に該当した日から 30 日以内にご連絡がない場合もしくは知っている事実を告げなかった場合、または事実と異なることを告げた場合は、引受保険会社はそれによって被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

ご加入いただく保険契約一覧

◆ 加入いただく保険契約一覧

プラン名	補償の対象	内 容	保険種類
プランⅠ. 賠償責任総合補償プラン	社協事業全般	日常生活自立支援事業を 除く全般	福祉事業者総合賠償責任保険
	日常生活 自立支援事業	日常生活自立支援事業 実施社協が対象	
	現金等損害賠償	オプションで追加加入	有価証券・貨紙幣類運送保険
プランⅡ. 役職員等傷害補償プラン	役職等のケガ	役職員・介護支援専門員・ 登録ヘルパー等用	団体総合生活補償保険(標準型) [準記名式契約(一部付保)特約セット]